

埼玉県立大学学生担任制度に関する規程

平成22年4月1日

規程第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学（以下「本学」という。）の学生支援における学生担任制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生担任)

第2条 本学の学生支援を円滑に遂行するため、原則として、保健医療福祉学部（以下、「学部」という。）にあっては、学科、専攻の年次生ごとに学生担任を置き、大学院にあっては、学生担任は研究指導教員をもって充てる。

2 学部の学生担任は、本学の専任教員（助教を含む）の中から各学科長が指名する。

(職務)

第3条 学生担任は、所属する学科、専攻又は大学院の学生支援委員、保健センター及びその他の学生支援に関わる教職員と連携して、担当する学生の修学・進路上、学生生活上、健康上等の問題について、助言や指導を行う。

(担当する学生の数)

第4条 学部の学生担任が担当する学生の数については、学科、専攻ごとに定めるものとする。

(学生担任の任期)

第5条 学部の学生担任の任期については、学科、専攻ごとに定めるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、学生担任に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。